

業務名

犯罪捜査活動の推進

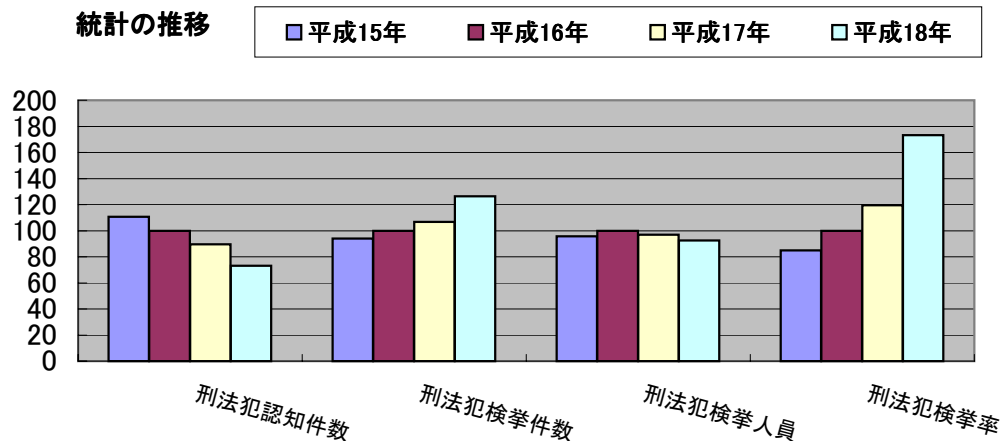
○業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				単位
刑法犯認知件数	平成15年 42,587	平成16年 38,455	平成17年 34,457	平成18年 28,103	件
刑法犯検挙件数	平成15年 8,361	平成16年 8,896	平成17年 9,502	平成18年 11,234	件
刑法犯検挙人員	平成15年 4,338	平成16年 4,529	平成17年 4,390	平成18年 4,190	人
刑法犯検挙率	平成15年 19.6	平成16年 23.1	平成17年 27.6	平成18年 40.0	%
重要犯罪検挙率	平成15年 47.7	平成16年 44.2	平成17年 47.5	平成18年 45.6	%
重要窃盗犯検挙率	平成15年 23.4	平成16年 32.8	平成17年 59.5	平成18年 60.8	%

※1 「重要犯罪」とは、殺人・強盗・放火・強姦・略取誘拐・強制わいせつをいう。

※2 「重要窃盗犯」とは、侵入盗・自動車盗・ひったくり・すりをいう。

統計の推移



<グラフは、平成16年を100とする指数で表した。>

○業務の主なコスト

№	事業名	平成18年度事業費(千円)	平成19年度事業費(千円)
1	刑事警察費	68,297	61,254
2	刑事警察活動推進費	2,255	2,405
3	広域重要事件対策費	27,067	0
4	捜査支援システムの整備事業費	—	128,207
5	広域環境犯罪スーパープロジェクト	43,197	0
6	鑑識警察費	26,093	20,982
7	鑑識活動推進費	778	624
8	科学捜査活動推進費	62,602	61,818
9	写真中央処理器整備費	6,886	5,276
10	科学捜査器材等整備費	32,070	31,138
合 計		269,245	311,704

○平成18年の取組み

●刑法犯認知件数は平成14年に戦後最多を記録したが、その後、4年連続減少し、去年は、平成12年以来6年ぶりに2万件台となった。また、平成11年以来7年ぶりに検挙件数が1万件台、検挙率が40%に回復するなど、各種犯罪捜査活動の積極的な推進等によって治安回復に向けた着実な成果が認められた。

●迅速な初動捜査、現場鑑識活動の徹底等により、一志波瀬郵便局（津市内）における持凶器強盗事件、県職員による殺人・死体遺棄事件、暴力団員による殺人・死体遺棄事件など、相次ぐ凶悪事件を検挙した。また、あらたな捜査手法により、長期未解決事件であった松阪市岡山町における主婦殺人事件、度会郡南伊勢町地内野見坂峠における殺人・死体遺棄事件を検挙した。

●重要窃盗犯の検挙向上に向け、組織窃盗犯罪対策と窃盗常習者対策を捜査の重点として、他府県警察との合同捜査等を推進した結果、中国人グループによる特別養護老人ホーム等対象の広域窃盗（金庫破り）事件のほか、窃盗常習者による中南勢方面における空き巣事件等を検挙した。

●「振り込め詐欺」事件の実行犯の検挙に向け、捜査資料の分析や基礎捜査を徹底し、新たなグループによる広域多額の「オレオレ詐欺」事件のほか、預金口座や携帯電話の不正取得等、その犯行を助長する犯罪を検挙した。

●犯罪現場の各種資料を徹底採取し、指掌紋自動システムやDNA鑑定等のデータベースの充実に努め、事件解決に貢献した。

●火災、交通事故現場等の鑑定に当たっては、早期に臨場し、現場鑑定を実施して原因究明に努めた。また、各種学会、研修会等へ積極的に参加して高度な鑑定技術の習得に努めるとともに、鑑定資機材の整備充実を図るなど、鑑定技術・知識の向上に努めた。

○課題と平成19年の取組み

●平成18年中の刑法犯認知件数は前年に比べ減少し、治安回復の兆しが認められたが、重点的に捜査すべき県民の不安感の高い重要犯罪、重要窃盗犯、振り込め詐欺などが依然として高い水準で推移していることから、体感治安の改善に向け、迅速かつ的確な初動捜査、現場鑑識活動をより一層強化するとともに、各種捜査支援システムなどの有効活用、整備充実や業務の合理化、効率化を図り、現場警察力の一層の強化に努める。

●強盗、放火、強制わいせつ事件等の重要犯罪に対しては、捜査力を重点的にシフトして徹底検挙に努める。

●重要窃盗犯は、依然として組織窃盗グループや窃盗常習者の犯行と認められる空き巣、事務所荒し事件が多発していることから、窃盗常習者に対する基礎捜査を実施するとともに、他府県警察との共（合）同捜査を積極的に行うなどにより検挙向上に努める。

●「振り込め詐欺」は、会社の負う料金の弁償等を名目にした新たな手口も出現するなど、依然として後を絶たない状況にある。このため、事件認知後における迅速かつ的確な基礎捜査を徹底するとともに、引き続き、預金口座や携帯電話の不正取得等、その犯行を助長する犯罪を摘発・検挙し、実行犯の検挙向上に努める。

●重要犯罪・重要窃盗犯等の犯罪現場への鑑識専務員の臨場率を高めるとともに、有効な鑑識資料の徹底採取に努める。

●複雑、多岐にわたる犯罪に対応するため、鑑定官（技術系職員）を各種学会、研修会等へ積極的に参加させ鑑定能力の向上を図るとともに、各種鑑定資機材を整備するなど、科学捜査力の向上に努める。